

請負契約書

提供する業務の表示

トリプル四重極型質量分析装置の修理及びメンテナンス業務等 一式

発注者 国立大学法人帯広畜産大学（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）との間において、上記の業務（以下「業務」という。）について、下記の金額で請負契約を結ぶものとする。

第1条 請負代金額は、金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金に110分の10を乗じて得た額である。

第2条 乙は甲に対し、別紙仕様書に基づき、信義と誠意をもって業務を実施するものとする。

第3条 履行場所は、共同利用設備ステーション 総合研究棟Ⅲ号館 共通機器室とする。

第4条 履行期限は、令和4年3月22日までとする。

第5条 完了報告書は帯広畜産大学経理課契約係に送付すべきものとする。

第6条 代金は、完了検査後1回に支払うものとし、乙は、請求書を帯広畜産大学経理課に送付するものとする。

第7条 契約保証金は免除する。

第8条 代金の支払時期は、適正な請求書を受領した日から40日以内とする。

第9条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第2条に定める役務請負契約基準によるものとする。

第10条 この契約について甲・乙間に紛争が生じた場合、双方協議の上、これを解決するものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

第12条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人帯広畜産大学
契約担当役 事務局長 藤波 豊彦

乙